佐賀市暴力団排除条例の概要

平成24年4月1日施行

◎市の取り組み

●市の責務

暴力団の排除のために、県・警察など関係機関・団体及び市民等と連携、協力して施策を推進します。

●市の事務・事業からの暴力団の排除

暴力団を、公共工事などの入札に参加させないなど、市の事務・事業から排除します。

●公の施設の利用制限

暴力団の活動に対して、市が設置した施設の利用を許可しません。また、利用の許可を取り消すことができます。

●市民等に対する支援

・暴力団の排除のための活動に、自主的かつ相互の連携が図れるよう、情報提供等の支援を行います。
・暴力団の排除に関する広報・啓発活動を行います。
・市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう警察と緊密に連携を図ります。

●生徒に対する措置

市立中学校において、生徒が暴力団に加入しないよう、また暴力団員等による被害を受けないよう、警察等と連携し、教育を行います。

◎市民及び事業者の取り組み

●市民等の責務

市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するとともに、市及び警察その他の関係機関に対し、暴力団の排除に資する情報を提供するよう努めます。

●暴力団の威力を利用することの禁止

債権の回収や紛争解決等のために、暴力団員等を利用する、暴力団との関係を示すなど、暴力団の威力を利用してはいけません。

●利益供与の禁止

暴力団の威力を利用する、又は、活動・運営に協力する目的で、暴力団員等に利益の供与をしてはいけません。

佐賀市暴力団排除条例は、佐賀県暴力団排除条例と補完しあう形で適用されます。県条例では、義務違反者の公表のほか、罰則等も定められています。

～勇気をもってみんなで暴力団の排除を～

早めの相談が大切です!!

暴力団に関する相談

◆公益財団法人
佐賀県暴力追放運動推進センター
TEL 0952-23-9110（直通）

◆佐賀警察署（刑事第二課）
TEL 0952-30-1911（代表）

◆諸富警察署（生活安全刑事課）
TEL 0952-47-3311（代表）

◆佐賀県警察本部（組織犯罪対策課）
TEL 0952-24-1111（代表）

佐賀市暴力団排除条例に関する問い合わせ

◆佐賀市役所　生活安全課
交通安全・防犯係
佐賀市駅前中央一丁目8番32号
アイスクエアビル１Ｆ
TEL 0952-40-7012（直通）
FAX 0952-40-2050
e-mail:seikatsuanzen@city.saga.lg.jp

暴力団の排除に関する Q&A

事業者のみなさまへ

暴力団に対する『4（よん）ない運動』を
社会一丸となって推進します。

暴力団を 恐れ ない！
暴力団に対し資金を 提供 しない！
暴力団を 利用 しない！
暴力団事務所を 開設 させない！

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

佐　賀　市

市の条例で禁止されています

●暴力団の威力を利用すること

例えば

- 「自分のバックには暴力団がついている。」などといって、トラブル処理に利用すること。
- トラブル解決の場に暴力団員を同席させること。

●暴力団員等への利益の供与をすること

例えば

- みかじめ料として、暴力団員等へ毎月現金を支払うこと。
- 債権回収を暴力団員等へ依頼し、見返りに現金を支払うこと。
- 暴力団に御歳暮を贈ること。

違反した場合は!!

佐賀県暴力団排除条例において、事業者の暴力団の威力の利用や暴力団員等へ利益供与を行うことを禁止されています。違反した事業者には、立入調査・勧告・公表の行政措置が課されます。公表された事業者は、県や市の契約から一定期間排除されます。

Q & A

Q1 わたしたちにできることは？

A1 暴力団が、反社会的な集団であることを十分認識してください。そして、
「暴力団を恐れない」
「暴力団に対し資金を提供しない」
「暴力団を利用しない」
「暴力団事務所を開設させない」
を基本として暴力団の排除を推進しましょう。
また、暴力団の排除につながる情報を得た場合は、警察への情報提供をお願いします。

Q2 暴力団を排除するために事業者としてすべきことは？

A2 契約書に「暴力団排除」に関する条項を盛り込んだり、(公財)佐賀県暴力追放運動推進センターが実施している「不当要求防止責任者講習」の受講など自助努力を積極的に行いましょう。
また各業界全体でスクラムを組み、警察等と連携し、暴力団を排除しましょう。

Q3 契約をするときに注意することは？

A3 契約書に相手方から暴力団員等でない旨を表明させる条項を設けましょう。
さらに、無催告解除の特約条項を契約書に設けておけば、後に相手方が暴力団員等であると判明した場合に催告することなく契約を解除することができます。

Q4 暴力団の排除活動を行うと暴力団から危害を受けるのでは？
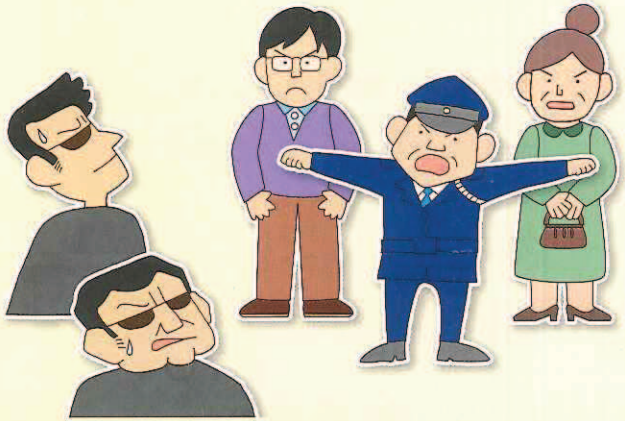
A4 市は、安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携を図ります。
警察では、事案に応じて、警護等の保護対策など万全の措置が講じられます。暴力団から何らかの危害を加えられるおそれがある場合は、早めに警察等に御相談下さい。